飯地小学校いじめ防止基本方針　平成３１年３月改訂

はじめに

ここに定める「飯地小学校いじめ防止基本方針」は、平成２５年６月２８日公布、平成２５年９月２８日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第１３条を踏まえ、学校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

１　いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義（法：第２条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となる児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。また、いじめを受けた児童の主観のみで判断するのではなく、周辺の状況等客観的事実も確認する。また、けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（2）基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の心身に大きな影響を及ぼす許されない行為である。全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめ防止等に努める。

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
- 「暴力を伴わないいじめであっても、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」
- いじめの様態

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話、通信型ゲーム機等で、誹謗中傷を受けたり嫌なことをされたりする。等

（3）学校としての構え

- 学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。

・「いじめは人間として絶対に許さない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底し、「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折にふれて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取り組み

⑴温かい言葉をかけ合って、かかわり合うことができることができる学級づくり

複式学級の利点を活かし、児童自身が善悪の判断ができ、規律ある授業や行事が成立する環境づくりを通して、互いに認め、価値付け合いながら、自己肯定感・自己有用感を高める学級づくりを目指す。全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動、人権教育の推進を図る。

⑵相手の立場を考えて、一人一人のよさを認める異学年活動

委員会活動、なかよし班（縦割り）活動を中心とした、児童自身の主体性を伸ばす活動を通して、思いやりの心や責任感を育む。

⑶さまざまな立場の人と交流し理解を深めることで、視野を広げる交流学習の推進

中学校区の交流、一輪車交流、大規模校との交流等を通して、多様な考え方、生き方に触れる。

⑷インターネットの安心・安全利用に関わる、保護者とも連携した情報モラル教育の推進

ＰＴＡの家庭教育学級にて、情報モラルに関わる講演会を行い、共通認識をもつ。また生徒指導主事、学級担任等による情報モラルについての指導を行う。

3 いじめの早期発見・早期対応

⑴教育相談の充実

教職員は、受容的かつ共感的な態度で、傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談の充実を図る。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるように、児童理解に努める。また、スクールカウンセラーによる面談を実施し、状況の把握やケアを行う。

⑵アンケート調査の実施

年間で５回「心のアンケート」を実施し、児童の変化の把握に努める。アンケートの結果に気になる点があれば、個別に面談等を行い、解決に向けた動きを確実につくる。

⑶保護者との連携

保護者からの相談には誠実に応対し、解決に向けて、支援する体制を共に考えて築く。いじめを行った児童には、行った行為について、許されないことを十分に自覚させる指導を行い、謝罪方法や今後の学校生活の在り方等について、保護者と共に考える。

⑷教職員の研修・連携

職員研修の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等、外部機関との連携を強化する。問題発生時においては、安易に考えることなく、問題が深刻になる前に対応ができるよう、全教員が共通理解のもと何人かの教職員でチームを組んで、児童の相談にあたる。

⑸ＰＴＡの取り組み

PTA の「いじめ防止基本方針」を策定し、総会で各家庭に方針を伝え、学校や PTA のいじめ防止の取り組みを、教職員、保護者、地域が共通理解する。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応として行うために、中核となる常設の組織を設置する。

⑴校内に「いじめ未然防止対策委員会」を設置し、管理職・生徒指導主事・教育相談コーディネーター・養護教諭、その他校長が必要と認める者（スクールカウンセラー等）を構成員とする。

⑵「いじめ未然防止対策委員会」は毎月開催し、以下のような取り組みを行う。

①校内のいじめに関する情報の収集と確認及び「心のアンケート」の結果分析。

②いじめ発生時の情報収集や解消に向けた対応方針の策定。

重大事態への対応は、県（いじめ・不登校等未然防止アドバイザー、暴力行為等防止支援員）及び市教育委員会・保護者代表・学校運営協議会委員・スクールウンセラー・警察署等と連携をする。

5 いじめの未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

期	月	取組内容	備考
第一期	4 5	・「いじめ防止基本方針」を作成し、保護者へ発信 →ホームページへの記載、PTA 総会で「いじめ防止基本方針」の配付 ・職員研修会 「いじめ防止基本方針」（4月）、道徳の授業について（5月） ・人権についての全校集会 ・第１回ＱＵ検査の実施、教育相談 ・心のアンケート、児童と二者懇談 ・学校運営協議会（方針及び取り組みについての説明）	・「方針」の確認 ・連休中の生活指導
第二期	6 7	・心のアンケート、児童と二者懇談、保護者と個別懇談 ・職員研修会（いじめ未然防止） ・教職員評価（学校評価）アンケート（対策等の改善） ・職員会（１学期のいじめ防止の取り組みの振り返り）	・夏季休業中の指導 ・第１回県いじめ調査
第三期	8 9 10	・職員研修会　ＱＵ結果分析（8月）、学級経営の充実（9月） ・学級担任会（いじめ防止の取り組みについての中間交流） ・心のアンケート、児童と二者懇談	
第四期	10 11 12	・「ひびきあい活動」の取り組み （児童会を中心にした全校でのいじめ防止の取り組み） ・職員研修会　教育相談（10 月）　情報モラル（11 月） ・心のアンケート、児童と二者懇談 ・「ひびきあいの日」（児童会のいじめ防止対策の発表） ・第２回ＱＵ検査の実施、教育相談 ・情報モラル指導（児童・保護者） ・教職員評価（学校評価）アンケート（次年度に向けて）	・冬季休業中の指導 ・第２回県いじめ調査
第五期	1 2 3	・心のアンケート、児童と二者懇談 ・職員会（２学期のいじめ防止の取り組みの振り返り） ・教職員による次年度の取り組み計画案の作成 ・学校運営協議会（取り組みについての評価） ・本年度のまとめと次年度の取り組み等についての発信 ・いじめ防止基本方針の見直し	・年度末、年度始め休業中の指導 ・第３回県いじめ調査

※「いじめ未然防止対策委員会」は年間を通して、毎月開催。

※「心のアンケート」は、期ごとに実施し、児童の変化を的確に把握する。

6 いじめ問題発生時の対応

⑴いじめ問題発生時・発見時の対応

・「いじめ未然防止対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

① いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的かつ確実な事実確認を行う。

② いじめの事実が確認できた、または疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童や、いじめの情報を伝えに来た児童の気持ちに寄り添い、安全を確保し、組織的に情報を収集する。

③ いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告すると共に、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、連携しながら児童への指導にあたる。

④ 保護者との連携の下、反省・謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは絶対に許されない」ということを自覚すると共に、いじめを受けた児童や保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。

⑤ いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携して児童を見守り、心のケアに十分配慮した事後の対応をすると共に、二次被害及び再発の防止に向けた取り組みを行う。

⑵「重大事態」と判断された時の対応

・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

① 教育委員会へ「第一報」を速やかにする。

② 教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。

③ 調査結果については、教育委員会に報告すると共に、いじめを受けた児童及びその保護者に対しても事実関係及び必要な情報を適切に提供する。

④ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

⑶「いじめが解消している」状態

・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされていること。

① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３ヶ月）継続していること。

② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

7 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の２点加えて、学校の取り組みを適正に評価する。

① いじめの早期発見の取り組みに関すること。

② いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

8 個人情報等の取扱い

資料の保管について

心のアンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した二次資料及び調査報告書は、保存期間を５年とする。